
第6章 計画の推進に向けて

1. 支援の円滑な実施を確保するための必要な事項

(1) 障がい者等に対する虐待の防止

虐待に関する通報等があった際には、速やかに障がい者等の安全確認や虐待の事実確認を行うことが重要となります。本市においては、障がい者虐待防止センターを設置し、通報等の受付を行っており、虐待の疑いがあると認められる際は、基幹相談支援センターを中心として、安全確認や事実確認等の初動期対応を迅速に行い、立入調査等により虐待が認められれば、関係機関と連携した個別ケース会議等を開催し、必要な支援等を行っています。

虐待対応については、障がい者等の生命・身体・財産等の保護を主眼として、関係機関とも連携した組織的な対応が必要となることから、今後も継続的に体制や取り組みについての検証を行うことで、さらなる体制強化を図ります。

(2) 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者等の芸術文化活動の振興を図ることにより、障がい者等の社会参加や障がい者等に対する理解を促進していくことが重要となります。本市においては、今後も引き続き、八尾市地域福祉推進基金の活用等により、障がい者等による芸術文化活動に対する発表の機会や社会参加の機会の確保等について支援します。

(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進

地域共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要となります。本市においては、障害者差別解消法の施行にあわせ、障がい者等に対する施策実施に当たり本市職員が適切に対応することを示した対応要領の策定をはじめ、基幹相談支援センターを設置し、障がい者差別に関する相談体制の充実に取り組んでいます。今後も引き続き、相談支援体制の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨等を広く周知するための啓発活動を行います。

また、障がい者等が、日常生活をはじめ、緊急時や災害時などで支援が必要なときに、周囲の方からの配慮や手助けにつながるよう本市独自のヘルプカードを作成し、普及に努めています。今後においても、さらなる障がい者等の社会参加の推進と地域全体による支援体制の充実に向けた取り組みを進めます。

(4) 障がい福祉サービス等を提供する事業者における利用者の安全確保に向けた取り組み

障がい福祉サービス等を提供する事業者においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるよう、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築を通じて、利用者の安全確保に向けた取り組みを進めていくことが重要となります。本市においては、これまでの地域分権を実践してきた強みを活かして、地域とも連携を図りながら、障がい者等の安全に配慮した取り組みについて支援します。

2. 計画推進における課題

(1) サービス提供の充実に係る人材の確保

サービス提供における人材確保については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、障がい福祉サービス等の支援に係る人材を質量ともに確保していくことが課題となります。

本市においては、大阪府と連携を図り、各種養成研修や講演会等に関する情報発信を積極的に行い、受講の機会を確保するとともに、地域自立支援協議会と連携のもと、サービス提供における現状や課題を共有し、複雑・多様化する支援ニーズに的確に対応できるよう、サービス提供体制のさらなる充実にに向けた検討を行います。

(2) 障がい福祉サービス等の持続可能性の確保

障がい福祉サービス等の利用者数や利用量が年々増加し、サービスを提供する事業所数も増加傾向にある中で、今後においても安定的に制度運営を図っていくことが課題となります。

本市においては、支援が必要な方に、必要なサービス提供を行えるよう、計画相談のさらなる普及をはじめ、持続可能な制度構築に向けて、適正なサービス等の給付のあり方について検討を行います。

(3) 障がい者理解の促進に向けた啓発の充実

障がい者等が身近な地域で必要なサービスや支援を受けながら、自立した日常生活や社会生活を送ることができる社会を実現するためには、障がいや障がいのある方に対する正しい理解を市民一人ひとりに広げていくことが課題となります。

本市においては、障がい者週間での啓発活動や障がい者フォーラム、ヘルプカードの活用といった障がい等への理解を深める取り組みを行っていますが、今後も引き続き、地域全体で障がいのある方を支える意識が深まり、配慮等がより一層広がる社会をめざして、さらなる啓発活動の充実にに向けて検討を行います。

3. 計画推進に係る啓発活動と進捗管理

(1) 計画推進に係る啓発活動等について

第5期計画等の推進を図り、円滑な障がい福祉サービス等の利用につなげるためには、的確な情報提供と相談支援体制の充実が重要となります。

第5期計画等に係る情報提供については、ホームページをはじめ、音訳・点訳等のコミュニケーション支援も活用し、新たなサービス等の情報も含めて、広く周知を図ります。

また、国における制度見直し等に対する情報については、国や大阪府と連携を図り、積極的な情報提供を行うとともに、支援が必要な方が必要なサービスを利用できるように、サービス内容や利用方法等について啓発を行います。

さらに、障がい者等の多様なニーズに対応し、適切なサービス等の利用につなげるため、相談支援事業所との連携を強化するなど、総合的な相談支援体制の充実に向けた取り組みを進めます。

(2) 計画推進に係る進捗管理等について

第5期計画等を推進するために、障がい者等や関係機関、各種団体等で構成する八尾市障がい者施策推進協議会において、第4期計画と同様、公平中立的な立場から計画の達成状況の確認や障がい福祉サービス等の見込量と実績値の進捗に係る状況分析等の評価を行います。

また、第5期計画等の目標値を達成するにあたり、関係機関によるネットワークの構築などの機能を有した八尾市地域自立支援協議会において、ケース検討も含めた課題の共有化を行い、課題解決に向けた情報交換や研修会等の機会を通じて、計画推進の体制強化を図ります。

図 第5期計画等におけるPDCAサイクルのイメージ

